平成２５年（再イ）第６号

鹿児島県姶良市平松6339番地２

再生債務者　竹内　昌宏

１　決議に付する再生計画案　平成26年１月26日付け再生計画案

２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年３月19日

３　再生計画案に対する回答期間　平成26年３月19日まで

平成26年２月19日

鹿児島地方裁判所加治木支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２１年（再イ）第２５号

兵庫県加古郡播磨町宮西１丁目24番５号

再生債務者　小林　　修

１　主文　本件再生計画を取り消す。

２　理由の要旨　平成21年８月12日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成26年２月18日　神戸地方裁判所姫路支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第３号

相模原市中央区上溝1936番地１　ガーデンブリーズ光の街805号

再生債務者　井上　正博

１　決定年月日時　平成26年２月18日午前11時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年３月11日まで

４　一般異議申述期間　平成26年３月25日から平成26年４月１日まで

横浜地方裁判所相模原支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第２号

長崎県諫早市天満町13番10号

再生債務者　永田タミ子

１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年２月６日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成26年３月５日まで

平成26年２月19日　長崎地方裁判所大村支部

平成２５年（再ロ）第３号

兵庫県赤穂市高雄1748番地

再生債務者　尼子　龍也

１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年２月17日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成26年３月18日まで

平成26年２月18日　神戸地方裁判所姫路支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１号

北海道小樽市忍路１丁目589番地

再生債務者　髭本　貴之

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年２月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年２月18日　札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（再ロ）第４号

北海道旭川市神居４条10丁目２番４号　ダイヤハイツ神居４―10　101号

再生債務者　藤田　一寿

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年２月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年２月19日　旭川地方裁判所民事部

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月一日

掲載頁　二一〇頁（号外第六十九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月五日

掲載頁　九十一頁（号外第一四六号）

平成二十六年二月十七日

東京都千代田区丸の内二丁目八番三号

（甲）株式会社アウトソーシングテクノロジー　代表取締役　茂手木雅樹

東京都千代田区丸の内二丁目八番三号

（乙）株式会社アウトソーシング・システム・コンサルティング　代表取締役　茂手木雅樹

合併公告

左記会社のうち甲及び乙は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました（第一合併）。

また、左記会社のうち甲及び丙は、第一合併の効力発生を停止条件として、第一合併の効力発生直後に合併して、甲は丙の権利義務全部を承継して存続し、丙は解散することにいたしました（第二合併）。

第一合併及び第二合併の効力発生日はいずれも平成二十六年三月三十一日であり、甲、乙及び丙の三株主総会の承認決議（甲、乙及び丙は会社法第三九九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十六年二月二十六日に終了しております。

これらの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年二月十二日

掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十六年二月十二日

掲載頁　二頁

（丙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十六年二月十二日

掲載頁　二頁

平成二十六年二月二十七日

東京都千代田区東神田一丁目一一番二号

（甲）ジャパンエレベーターサービス株式会社　代表取締役　石田　克史

東京都港区元麻布一丁目三番一号

（乙）ＫＩホールディングス株式会社　代表取締役　石田　克史

札幌市豊平区水車町六丁目三番二号

（丙）株式会社ステップ　代表取締役　石田　克史

平成二十六年二月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号

（甲）株式会社アウトソーシング・システム・コンサルティング　代表取締役　茂手木雅樹

東京都千代田区丸の内二丁目八番三号

（乙）株式会社アウトソーシング　代表取締役　茂手木雅樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました（第一合併）。

また、左記会社のうち甲及び乙は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました（第二合併）。

第一合併及び第二合併の効力発生日は平成二十六年三月三十一日であり、甲、乙及び丙の三株主総会の承認決議（甲、乙及び丙は会社法第三九九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十六年二月二十六日に終了しております。

これらの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年二月十二日

掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十六年二月十二日

掲載頁　二頁

（丙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十六年二月十二日

掲載頁　二頁

平成二十六年二月二十七日

東京都千代田区東神田一丁目一一番二号

（甲）ジャパンエレベーターサービス株式会社　代表取締役　石田　克史

東京都港区元麻布一丁目三番一号

（乙）ＫＩホールディングス株式会社　代表取締役　石田　克史

札幌市豊平区水車町六丁目三番二号

（丙）株式会社ステップ　代表取締役　石田　克史

平成二十六年二月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号

（甲）株式会社アウトソーシング・システム・コンサルティング　代表取締役　茂手木雅樹

東京都千代田区丸の内二丁目八番三号

（乙）株式会社アウトソーシング・システム・コンサルティング　代表取締役　茂手木雅樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました（第一合併）。

また、左記会社のうち甲及び丙は、第一合併の効力発生を停止条件として、第一合併の効力発生直後に合併して、甲は丙の権利義務全部を承継して存続し、丙は解散することにいたしました（第二合併）。

第一合併及び第二合併の効力発生日はいずれも平成二十六年三月三十一日であり、甲、乙及び丙の三株主総会の承認決議（甲、乙及び丙は会社法第三九九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十六年二月二十六日に終了しております。

これらの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年二月十二日

掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十六年二月十二日

掲載頁　二頁

（丙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十六年二月十二日

掲載頁　二頁

平成二十六年二月二十七日

東京都千代田区東神田一丁目一一番二号

（甲）ジャパンエレベーターサービス株式会社　代表取締役　石田　克史

東京都港区元麻布一丁目三番一号

（乙）ＫＩホールディングス株式会社　代表取締役　石田　克史

札幌市豊平区水車町六丁目三番二号

（丙）株式会社ステップ　代表取締役　石田　克史

平成二十六年二月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号

（甲）株式会社アウトソーシング・システム・コンサルティング　代表取締役　茂手木雅樹

東京都千代田区丸の内二丁目八番三号

（乙）株式会社アウトソーシング　代表取締役　茂手木雅樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました（第一合併）。

また、左記会社のうち甲及び乙は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました（第二合併）。

第一合併及び第二合併の効力発生日は平成二十六年三月三十一日であり、甲、乙及び丙の三株主総会の承認決議（甲、乙及び丙は会社法第三九九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十六年二月二十六日に終了しております。

これらの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月二十八日

掲載頁　三二三頁（号外第一三九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月十二日

掲載頁　一〇九頁（号外第一五二号）

平成二十六年二月二十七日

東京都中央区八丁堀二丁目七番一号

（甲）株式会社ユニバーサルホーム　代表取締役　加藤　　充

東京都千代田区丸の内二丁目二番一号

（乙）ＵＨホールディングス株式会社　代表取締役　青松　英男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲は解散する。）を承継して存続し乙は株式一四、五〇九株を増加する。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月二十八日

掲載頁　三二三頁（号外第一三九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月十二日

掲載頁　一〇九頁（号外第一五二号）

平成二十六年二月二十七日

東京都中央区八丁堀二丁目七番一号

（甲）株式会社ユニバーサルホーム　代表取締役　加藤　　充

東京都千代田区丸の内二丁目二番一号

（乙）ＵＨホールディングス株式会社　代表取締役　青松　英男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年三月三十一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十六年二月十九日に終了しております。

これらの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月十七日

掲載頁　八十二頁（号外第一二六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月十七日

掲載頁　八十二頁（号外第一二六号）

平成二十六年二月二十七日

東京都港区北青山三丁目五番一〇号

（甲）株式会社ファッションドコラボ　代表取締役　中嶋　築人

東京都港区北青山三丁目五番一〇号

（乙）株式会社バリューフィニティ　代表取締役　石川　均